



島根県報

令和8年1月9日（金）

号外第2号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第7号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1703番2地先から同1834番1地先まで	前	A	メートル 18.39～ 47.29	メートル 625.93	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 減幅 払下げ
				B	7.00～ 37.36	691.00		
			後	A	18.39～ 47.29	625.93		
				B	7.00～ 37.36	691.00		
"	187号	鹿足郡吉賀町沢田787番6地先から同781番1地先まで	前	11.84～ 16.86	72.40	益田県土整備事務所津和野土木事業所	拡幅 災害防除工事	
			後	15.41～ 33.40	72.40			
"	"	鹿足郡吉賀町大野原880番地先から同881番内1地先まで	前	15.29～ 19.96	54.28		拡幅 災害防除工事	
			後	19.96～ 26.89	54.28			
県道	上久野大東線	雲南市大東町清田214番1地先から同220番地先まで	前	10.11～ 27.16	47.08	雲南県土整備事務所	拡幅 道路改良工事	
			後	12.18～ 27.16	47.08			

〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町福川1400番1地先から同338番地先まで	前	9.59～ 25.08	239.13	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	拡幅 災害防除工事
			後	10.90～ 31.04	239.13		
〃	〃	鹿足郡吉賀町福川1406番1地先から同1401番1地先まで	前	11.31～ 15.64	76.76		拡幅 災害防除工事
			後	13.11～ 23.76	76.76		

島根県告示第8号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱120番1地先から同地先まで	メートル 216.50	令和8年 1月9日	県央県土整備事務所	
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原823番5地先から同822番4地先まで	116.80	令和8年 1月9日	浜田県土整備事務所	
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ1193番3地先から同ハ351番2地先まで	123.15	令和8年 1月16日	益田県土整備事務所	
〃	浜田美都線	益田市美都町板井川1730番4地先から同地先まで	14.94	令和8年 1月9日		